

三ノ一四、伊賀般若台領莊園訴訟
後鳥羽院庁下文関連

出典 太上法皇御受戒記後附(大日本史料第四編之六)
鎌倉遺文一〇六三号 一〇六四号 一〇六六号 一一〇四号

解説 伊賀国阿拝(あへ)郡所在の般若台領莊園(後世に伊賀上野城となった高台から下った東北付近に所在)重次名田についての一連の訴訟書類。

「その一」

前の少監物(令制の官職の一つ。正七位下相当)平式重の私領である伊賀国重次名田は笠置寺般若台領として経営されていたが、国司が名田に対し勢力を延ばしてきたため相論となり、貞慶が不輸(国司などの立入を禁止する)、不入(租税等の免除)の権利を主張して後鳥羽院庁下文を得た。正治元(一一九九)年六月のことである。

「その二」

しかるに国司はその後、重次名田のうち一町七反は処分されていると主張したので、笠置寺は国衙も了解済みであると重ねて反論した。

「その三」

その後、建仁元年(一一〇一年)四月、貞慶は在庁官人との軋轢を避けるため、勢力のある春日大社に平式重から寄進された領田と八条院女房が寄進した大和国の田を名目的に寄進した。既に関白兼実の後ろ盾がなく、兼実の政敵通親の牛耳る朝廷に嫌気がさしたものとも思われる。

原文 その一 太上法皇御受戒記後附

鎌倉遺文一〇六三号

院庁下 伊賀国在庁官人等

可早停止国衙入勘、以阿閉郡印代・服郡両郷内字重次名田畠荒野等、号般若庄、永為笠置山般若台領、免除所当官物已下恒例臨時国役雜事等、弁濟彼山每年春季靈山会用途料事、副下

名主、平式重等寄入坪付壺通

右、得彼寺今日日解状稱、謹檢案内、当山之南頭、扱地於勝形、新起六角之経台、敬安三世之仏母、号之般若台、蓋為令人知重法也、緯非壯觀、雖隔衆香城之景色、徳恩巨益、猶伝随衡山之風儀、既而草庵両三字、潛排念仏之窓、□□五六徒漸湿坐禅之席、伽藍之粧自然而備、爰願主上人和州之境、聊割一頃之田畝、孤山之上、永施三宝之境界、擯俗求法之士、留跡於

石門澗之秋雲、掬水摘花之勤、經功於沙弥寺之昔、□興隆之思朝而夕也、就中雖絕望於名利、還重者朝家之惠沢也、雖養性於煙霞、更深者聖教之氣味也、利益之源莫大於此矣、是以為護法灯、早請春日之靈神、為饒冥威、將展永代之斎筵、其儀則三日六座講説問答、招明德於南都之月、追高諭於西域之風、稱之靈山會、以仰稟尊常在之化縁、伝之未來際、以期弥勒下生之值遇、爰前少監物平式重相語而言、伊賀国重次名田者、曩祖相伝之郷、一族領掌之地也、自昔至今、全無異論者也、施入院家、聊支会料、但既為公領、於官物者非私進止、若為之発端、自及勅施入者、万代扶持豈不可乎、于時山侶周章、試經奏聞、未送日辰、忽達天聴、遂召賜免除庁宣、剩副下莫大之勅書、事之不凶、以何如之、而彼在庁官人等、不守嚴旨、張行檢注、巨多勘益、例絶先代、僅称本田、割充三町餘、其外不殘段歩、皆悉可及収公云々。沙汰之趣、奇謀尤甚、凡公領之習、粗雖守古作、田畠増減、未必如其実、是諸国之流例、亦公私之所察也、而御施入之始、寺家不存矯饒、先言上子細、只任名主相伝坪付、可令定置之由、經奏聞之処、則被下院宣、称伊賀国重次名田事、永為当山般若台領、可相充靈山会料之由、任寺僧申請、庁宣一通所召遣也、抑自往古所負來公田員數、雖載庁宣、末代牧宰、若寄事於左右及檢注等、寺家所済定、有名無実歟、仍於彼一名者、以平式重寄人坪付、宜為龜鏡、勿及国衙之進止者、如状者、兼察条々之濫妨、庶仰一々之子細、乍披其状、不敢叙用、忝割有限之王土、永配無止之仏事、叡念之至、德政雖重、恐有刀筆之費、空背施行之实歟、宣下翌日、猶以如此、況於後代乎、設又暫間、雖不及停止、寄事於公役、加責於民戸者、有名無実、殆如顛倒歟、望請、鴻慈、早任平式重等施入坪付、一名内田畠荒野等、併限四至、号般若庄、永為経台領、自今以後、一切停止国使入部檢注等、恒例臨時公事国役、皆悉免除、以所当地利、宜充靈山会料之由、成賜庁御下文者、久伝三宝之靈応、遥祈一天之泰平、件名田等事、宣下先畢、而国衙猶致拘留之由、事若実者、尤非穩便、一々条々、依乞施行者、且停止国衙入勘、且任寄人坪付、以官(印の間違いか)代・服部兩郷内字重次名田畠荒野、永為笠置山般若台領、免除所当官物已下恒例臨時国役雜事等、可令弁済彼山每年春季靈山会用途料之状、所仰如件、在庁官人等宜承知、不可違失、故下、

正治元年六月 日

主典代左衛門少志安倍在判

別当内大臣兼右近衛大将源 在判

判官代勘解由次官藤原朝臣已下大中納言参議弁官左右衛門佐八省輔国司等都合二十三人在連判、略之

般若庄庁御下文遣之、且可為御祈祷之由被申之間、殊所申沙汰候也、仍執達如件、

七月二十二日

右大将在判

(貞慶)
解脫上人御房

原文 その二 太上天皇御受戒記後附

鎌倉遺文一〇六四号

笠置寺重言上、

以伊賀国重次名田三丁餘並畠等永可被充般若台靈山会料事、

一、田数事、

副進

近年三箇度檢注案、

先任外題案、

同国宣案、

田所請文案、

当名定田一町八反之由、詳見件証文等、凡本者雖為当名田、或沽却他人、或渡付他名、或又檢注使一旦有勘益事、在庁等乍知其子細、時称申数丁之由歟、然而先任国司殊経沙汰、被宣下之尅、田所在庁俊盛慥出請文畢、今何及異論哉、抑当名本三丁五段百二十步也、其内以一丁七段、雖引募上寺蓮町、共為仏事、同者只一墾可付当山之旨、名主所申請也、

一、国領減少事

有限之公田段歩雖不輕、仏神之施入又不准他事、是古今之例也、彼阿育大王以一天四海、併仏施三宝之時、臣下敢不乖其政、只以私財買與奉大王、就中我朝亦六十餘州、多為仏神之領、如東大一寺者一万戸封也、代々聖王寧不顧国費哉、方知自非三宝之加護、難致万民之泰平、雖似公領之減少、還增国家之福祐者歟、而今二所出作僅六七丁、実九牛之一毛也、何況於石松四丁者、不能申請、只以重次一名永可被施入也、抑当山者五百餘歲之間、仏法雖久、二季講経之外、問答如無、眞実仏法以何為本、仍每年二月比、触興福寺、招請六人之碩学、於般若台講三部之大條、号之靈山会、以報釈尊恩矣、是則奉為護法春日大明神也、年來之間、有願無力、彼平式重等、与願主有由緒之上、随喜善願、施入私地利、今依為便宜、山僧解申請也、全非名主結構、山僧無募申指道理、国衙又不可及強痛、施入左右、只可在叡慮者歟(以下空白)

原文 その三 太上天皇御受戒記後付

鎌倉遺文一二〇四号

原文

寄進

春日御社御供料田等事

合二箇所者

一所 号般若庄
在伊賀国阿閉郡印代・服部・猪田三郷内

件庄者、当山般若台領也、而依有別願、以能米（玄米）五石 庄斗定 但本米
外不可有交分等 可備進正月五

日当社御供料、子細載右、

一所 水田一町、榎本庄内
在大和国山辺郡内、

件田者、本主比丘尼 八条院女房
号堀川局 当山談義料、永被施入般若台畢、御供用途不足間、相替他所

今寄進社領也、為後代相触本主、書改寄文、同所副進也、

右笠置山般若台者、貞慶籠居之後、私所建立也、經台之側、新祐社壇、且為崇經典、且為添神德、招請本寺人、始行靈山会、於件用途者、自院庁以伊賀重次名田、永所被施入也、恆例臨時勅事国役皆悉免除、号之般若庄矣、爰本田三町八段外、国司欲収公之処、任名主坪付、皆悉可為寺領之由宣下兩度、永被停其共妨畢、条々子細、具見于 庁御下文、但諸国之習触事煩多、若慮外事等出來之時、疋弱山僧難致沙汰、非御寺御社之扶持者、將來都無其馮、仍以彼両所田地、所寄進社家也、若国衙濫妨、若公役譴責、或武士料狼籍、或任人謀計、末代自有違例事者、下遣神人等、殊可被加禁制、若及大事者、早言上長者殿下、可經天奏、若猶有遲引者、衆徒相議、寺家哀憐、付公私内外、可有火急御沙汰、若不然者、一庄顛倒不廻時刻、抑当山者往古東大寺之末寺也、仍於般若台并僧房鎮守等者、不寄入之限、只以榎本一町并伊賀御供料米、深所募神威也、就中件庄者、靈山会料十七石之外、都無用殘、又免除万雜事、與名主男契約既畢、仍雖寄進神領、不可及庄務知行、調度文書悉所納当山宝藏也、但庄内違例之時、待山僧触申、可差遣社使也、抑代々正預可令知行之、勿属一門矣者、為後代勅状、寄進如件、

建仁元年四月 日

沙門貞慶

読み下し文

その一

院庁下 伊賀国在庁官人等

国衙（注一）の入勘を早く停止し、阿閉郡印代・服部両郷内（注二）字重次名田（注三）畠荒野等般若庄と号し、永く笠置山般若台領と為し、所当（注四）、官物（注四）已下、恒例、臨時の国役雑事等を免除し、彼の山の毎年の春季靈山会用途料の弁済とすべき事。

イハヒ
副下

名主（注五）平式重等寄入の坪付（注六）老通

右、彼の寺、今日日、解状（注七）を得て備す。

謹んで案内（官庁で作成した文書の内容）を檢するに、当山の南頭、地を勝形（風景等が秀れている地）に択び、新しく六角の経台を起し、敬つて三世の仏母（文殊菩薩）を安んじ、之を号して般若台とす。蓋に人をして重法を知らしめんが為也。綽壯觀に非ずして、衆香城（法上菩薩が衆香城の法座で一日に三回般若波羅蜜の説法をすると説かれる城）の景色に隔つと雖も、徳恩巨益にして、猶、衡山（中国の名山、湖南省にあり）に随うの風儀（様子）を伝う。既にして草庵兩三字、潜かに念仏の窓を排（押し開くこと）し、□□五六の徒、漸く座禪の席を湿ほし、伽藍の粧い自然にして備わる。

爰に願主上人（貞慶のこと）、和州（大和）の境において、聊か一頃（二頃百畝）の田畝を割り、孤山（笠置山のこと）の上に永く三宝に施すの境界とす。擯俗求法の士、跡を石門澗（中国江西省九江市の廬山にあり、奇岩や瀑布が重なる名勝）の秋雲に留め、掬水摘花の勤、功を沙弥寺の昔に継ぐ。□興隆の思い朝に夕也。

就中望みを名利（世俗的な名声と現世的な利益のこと）に於いて絶やすと雖も、還りて重ぬるは朝家（皇室）の恵沢（めぐみ）也。性（生まれつきの性質）を煙霞に於いて養うと雖も、更に深きは聖教の気味（おもむき）也。利益（仏の与える恵み）の源、此に於いて莫大なるか。是以て法灯を護らんが為、早く春日の靈神に請いて、冥威をもって饒と為す。將に永代の齋筵（供養の座）を展ぶ。其の儀、則ち三日六座の講説問答にして、明德（聡明な徳）を南都の月（興福寺のこと）に招き、高論（すぐれた議論）を西域の風に追う（追い求める）。之を靈山会と称し、以て积尊常在の化縁を仰ぎ、之を未来際に伝へ、以て弥勒下生の値遇を期す。

爰に、前の少監物、平式重相語りて云う。「伊賀国重次名田は曩祖（先祖）相伝の郷にして、一族領掌（領有して支配する）の地也。昔より今に至り、全く異論無き者也。院家（上皇、法皇、女院の尊称）に施入（寄進）し、聊か会料を支う。但し、既に公領と為し、官物に於いて私の進止（自由に支配すること）するに非ず。若し之を発端と為し、自ら勅に及び施入せば、万代の扶持、豈可ならずや」と。

時に、山侶周章（あわてること）し、試みに奏聞を経る。未だ日辰を送らずして、忽ち天聰（天皇の耳）に達し、遂に召して免除の庁宣（院の庁の下文）を賜り、剩へ莫大の勅書を副え下さる。之を事として凶らずして、何を以て之れの如しか。

而るに彼の在庁の官人等敵旨を守らず、張行（物事を強引に行う）して檢注（国司が年貢徴収のために行う土地調査）し、巨多（多数）に勘益（田地の收穫量等を考量する）す。例、先代に絶し、僅かに本田（本免田、荘園領主の領知が認められ、国衙よりの負担が免ぜられている荘園。従つて国衙は不入となる）と称して、三町余を割り充て其の外の段歩を残さず、皆、悉く収公に及ぶべしと云々。

沙汰（物事の処理）の趣、奇謀（思いもつかないはかりごと）尤も甚だし。凡そ公領の習い、粗あらまし、古作（従来の土地支配や耕作関係）を守ると雖も、田畠の増減、未だ必ずしも其の実の如くあらず。是諸国の流例（習わし）にして、亦公私の察する（明らかかなこと）所也。而して御施入の始

め、寺家に矯飾(矯飾、うわべを偽りかざる)存せず。先の言上の子細、只名主に任じて坪付(条里制にて定められた区画)を相伝し、定め置かしめるべき由、奏聞を経る処、則ち院宣を下され、「伊賀国重次の名田の事、永く当山般若台領と為し、靈山会の料に相い充すべきの由、寺僧の申請に任せる」と称し、庁宣一通、召し遣はさる所也。

抑も往古より負い來たる所の公田の員数、庁宣を載くと雖も、末代(将来)牧宰(国司のこと)が、若し、寄事(口実にする事柄)を左右するに於いて検注(国司が年貢徴収のために行う土地調査)等に及ばは、寺家の済定する所、有名無実となるか。仍つて彼の一名(田が抜け?)に於いては、平式重を以て寄人(国の臨時の雑役を免除された荘園の住民)坪付(坪ごとに田畑の所在地や面積を示すこと)とし宜しく亀鏡(良い手本)と為す。「国衙の進止(土地を自由に支配すること)に及ぶ勿れ」は、状の如きは、条々の濫妨(濫妨を兼ねて察され 庶 は一々の子細を仰ぐものなり)。

其の状を披き乍ら、敢えて叙用(用いること)せざるは忝なくも有限の王土を割きて永く止むことなき仏事に配(わりあて)ることなり。叡念の至り、徳政重しと雖も、刀筆(微細な事務)の費へ有るを恐る。空しく施行の実に背くものか。

宣下の翌日にして、猶以て此の如し。況や後代に於いておや。設へ又暫くの間、停止に及ばずと雖も、事を公役に寄せ、責めを民戸に加うは有名無実(名だけあって実質のないこと)にして、殆ど顛倒(本末転倒)する如し。

望むらくは、鴻慈(大きな慈悲)を請う。早く平式重等を施入坪付に任じ、一名を田畠荒野等の内、併せて四至(四方の境界)を限りて般若庄と号し、永く経台の領と為さんことを。今より以後、国使の入部、検注(国司が年貢徴収のために行う土地調査)等を一切停止し、恒例、臨時の公事国役、皆悉く免除し、当地よりの利(利益)とする所を以て、宜しく靈山会の料に充つるの由、庁の御下文を成り賜らば、久しく三宝の靈応を伝え、遙かに一天の泰平を祈らん。

件の名田等の事、宣下先に畢りて国衙、猶拘留を致す由、事若し実なれば、尤も穩便(尋常であること)に非らず。一々の条々、依つて施行(院の庁の下文の実行)を乞うは、且つは国衙の入勘(土地に立入り、調査を行なうこと)を停止し、且つは寄人、坪付に任せ、印代・服部両郷内字重次名田畠、荒野を以て、永く笠置山般若台領と為し、所当の官物已下の恒例、臨時の国役、雑事等を免除し、彼の山の毎年春季靈山会用途料に弁済せしむべくの状、仰せの所、件の如し。在庁の官人等宜しく承知し違失すべからず。故下(ことさら)にくだす。

正治元年(一一九九年)六月 日

主典代(院中にて公文の作成を司る院司) 左衛門少志安倍 在判

別当内大臣兼右近衛大将源 在判

判官代勘解由次官藤原朝臣已下大中納言参議弁官左右衛門佐八省輔国司等都合二十三

連判在り

之を略す

般若庄庁御下文、之を遣す、且つ御祈祷を為さる之由、申さるの間、殊に沙汰申す所也、仍執達件の如し、

七月二十二日

右大将(注八) 在判○

解脱上入御房

(貞慶)

注一、律令制において国司が地方政務を執った役所が置かれていた区画。国衙に勤務する官人・役人や、国衙の領地を「国衙」と呼んだ例もある。

注二、印代・服部とも現在の伊賀市北東部にある。

注三、名田とは荘園の構成単位で占有者の名を付した田。

注四、荘園が国衙に貢納する物、主として米

注五、荘園地主の支配のもとに一〜二町の名田を耕作し、租税を納める農民

注六、田地の所在地や面積などを記載した帳簿

注七、寺社などが役所や上級機関や貴人へ上申する文書

注八、右大将は源通親(一一四九〜一二〇二年)のこと。因みに通親は平安から鎌倉前期にかけての宮廷政治家で貞慶とも親しい九条兼実の政敵。建久七年十一月に兼実派を廟堂から追放、同九年には後鳥羽院庁の別当を任じ朝政を掌握、正治元年正月の頼朝の死による動揺期を押さえ、六月に内大臣に進み、以前からの右大将を兼ねて権勢を振るった。

読み下し文

その二 太上天皇御受戒記後附

鎌倉遺文二〇六四号

笠置寺重ねて言上す。

伊賀国重次名田(注一)三丁余并に畠等を以て、永く般若台霊山会の料に充てらるべき事。

一、田数の事

副進(もう一通そえてだすこと)

近年三箇度検注案(注二)

先任外題案

同国宣案

田所請文案

当名定田、一町八反の由、件の証文等に詳して見す。凡そ本は当名田と為すと雖も、或いは他人に沽却(売却すること)し、或いは他名に渡し付け、或いは又検注使(注三)

一旦勘益（田地の収穫量等を考量すること）の事有り。在庁等其の子細を知り乍ら、時に称して数丁と申すの由か。

然れども先任の国司、殊に沙汰を経て宣下されるの尅、田所（注四）在庁の俊盛、慥に請文を出し畢んぬ。今何ぞ異論に及ぶや。

抑も当名本三丁五段百二十歩也。其の内一丁七段を以て、上寺蓮町に引募すると雖も、共に仏事を為す。同じくは只一郷当山に付すべきの旨、名主申請する所也。

一、国領減少の事

有限の公田段歩軽からずと雖も、仏神への施入（寄付）、又他事（ほかのこと）に准えざる事、是れ古今の例也。彼の阿育大王（古代インドの大王。仏教の守護者）一天四海を以て、併せて三宝に施すの時、臣下敢えて其の政に乖はず。只私財を以て買ひ与え、大王に奉るのみ。

就中我が朝、亦六十余州、多く仏神の領と為す。東大一寺の如きは一万戸の封也。代々の王寧ろ国費を顧りみず。方に知る、自ら三宝の加護非ずば万民の泰平致し難しと。公領減少するに似たりと雖も、還りて国家の福祐を増すものか。

而して今二所の出作（注五）、僅かに六七丁にして実に九牛の一毛也。何ぞ況んや。石松において四丁は申請する能わずと。只以て重次一名永く施入せらるべき也。

抑も、当山は五百余歳の間、仏法久しきと雖も二季講經の外、問答（法義の意味などを論じあうこと）無きが如し。眞実の仏法、何を以て本と為すか。仍つて毎年二月の比、興福寺に触れ六人の碩学を招請し、般若台に於いて三部の大條を講ず。之を号して靈山会とし、以て积尊の恩に報ず。是則ち、護法の為に春日大明神に奉つるもの也。年来（ここ数年）の間、願有るも無力にして、彼の平式重等、願主に与り、由緒（所領諸識を知行するいわれ）有るの上は随喜善願して、私地の利を施入す。今便宜（特別の計らい）を為すに依つて、山僧申請を解する也。全く名主の結構（意図、用意）に非ず、山僧募ること無くして道理を指し申す。国衙又強痛に及ぶべからず。施入を左右（どちらかに決断すること）すること、只叡慮在るべきか。（以下空白）

注一、開墾や買得などで自分の所有地とした田地。自分の名をつけてこの田地を区別したので名田という。

注二、ここに笠置寺から三回分の検注案が出されているということは、国司側がこれまで笠置寺の主張する面積を承認していたことを示す。

注三、年貢徴収のための土地調査を行う国司

注四、荘園にあつて土地関係の雑務を取り扱った職またはその人

注五、農民が自分の荘園の境界を越えて付近の公領や他領主の荘園を耕作すること

読み下し文

その三 太上天皇御受戒記後付

鎌倉遺文二二〇四号

寄進

春日御社御供料田等の事

合せて二箇所は

一所。般若庄と号す。伊賀国阿閉郡印代・服部・猪田三郷内に在り。

件の庄は、当山般若台領也。而して別願有るに依つて、能米（玄米）五石（一庄斗の定め、但し本米は外と交分等有るべからず等）正月五日当社御供料として備え進ずべし。子細を右に載す。

一所。水田一町梶本庄内、大和国山辺郡内に在り

件の田は、本主比丘尼（八条院女房、堀川院と号す）の当山談義料として永く般若台に施入せられ畢んぬ。而して御供用途（費用）不足するの間、他所と相い替え、今社領として寄進する所也。

後代が為に本主（本来の所有主）に相い触れ、寄文（社寺等に寄進する等、その旨をしるした証文）を書き改め、同所に副進する也。

右笠置山般若台は貞慶籠居の後、私に建立する所也。経台の側に新しく社壇を^{おひ}祐め、且つ經典を崇めんが為、且つ神徳を添えんが為、本寺（興福寺）の人を招請し、始めて靈山会を行う。件の用途（費用）に於いては院庁より伊賀重次名田を以て永く施入せられる所也。恒例、臨時の勅事、国役、皆悉く免除さる。之を号して般若庄とす。

爰に本田三町八段の外、国司収公せんと欲する処、名主坪付に任じ皆悉く寺領と為すべきの由宣下ること兩度にて、永く其の妨げを停められ畢んぬ。条々の子細、具に庁の御下文に見る。

但し諸国の習い、触事煩多にして、若し慮外の事等、出で来たるの時、^{おひ}厓（弱い意）弱の山僧、沙汰（正しく処理すること）致し難し。御寺、御社の扶持（助力）あらずば、将来都て其の馮り無し。

仍つて彼の両所の田地を以て社家に寄進する所也。若しくは国衙の濫妨、若しくは公役の譴責（督促）、或いは武士の狼藉、或いは住人の謀計、末代（将来）自つて違例（前例のないこと）の事有らば、下遣の神人等、殊に禁制（ある行為を禁止すること）を加えらるべし。若し大事に及ばは、早く長者（社の頭）殿下に言上し、天奏を經るべし。

若し、猶遅引有らば衆徒相議し、寺家哀憐、公私内外に付け火急の御沙汰有るべし。若し然らずば、一庄顛倒（たおれること）して時刻（ある限った時）廻らず。

抑も当山は往古より、東大寺の末寺也。仍つて般若台並びに僧房鎮守等に於いては寄入

〔寄〕は身を寄せて保護を受ける、所属するの意)の限りにあらず。只楯本一町・伊賀御供料米を以て、深く神威(神の絶対的な力)を募る所也。

就中、件の庄は、靈山会料十七石の外、都て用ゆる残り無し。又、万の雑事免除の事、名主の男と契約既に畢んぬ。仍つて神領に寄進すと雖も、庄務、知行(実質的支配に及ぶこと)に及ぶべからず。調度、文書悉く当山宝蔵に納める所也。但し、庄内、違例の時、山僧触申に侍らば社使を差し遣すべき也。抑も代々、正に預かりて之を知行せしむべし。一門に属する勿かれ。後代の勒状の為に、寄進件の如し。

建仁元年(一二〇一年)四月 日

沙門貞慶